

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表
令和 7 年 8 月 29 日（金）

担 当	京都労働局 労働基準部健康安全課 健康 安全 課 長 宇野 均 統括特別司法監督官 山田 英輔 電話 075 - 241 - 3216(ダイヤルイン)
--------	--

令和 7 年度 全国労働衛生週間(第 76 回)の実施について

京都労働局（局長：角南 ^{すなみ} 巖 ^{いわお}）は、令和 7 年度 全国労働衛生週間の実施に際し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、次の 1 から 4 の取組を呼びかけます。

1 令和 7 年度 全国労働衛生週間（第 76 回）

全国労働衛生週間は、昭和 25 年に初めて実施されて以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等を図ることを目的とした取組を行う週間で、今年で 76 回目を迎えます。

令和 7 年度の全国労働衛生週間は、10 月 1 日から 10 月 7 日までを「全国労働衛生週間」、9 月 1 日から 9 月 30 日までを「準備期間」とし、京都府内の事業場に対し、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」のスローガンのもと、以下の事項の積極的な実施を呼びかけます。

別添資料 1

【全国労働衛生週間 **本週間中**に事業場が実施する事項】（抜粋）

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した
実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語等の掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

【全国労働衛生週間 準備月間中に事業場が実施する事項】(抜粋)

- 1 過重労働による健康障害防止対策
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 3 労働者の作業行動に起因する災害(転倒・腰痛災害)の防止対策
- 4 化学物質による健康障害防止対策
- 5 石綿による健康障害防止対策
- 6 職場における受動喫煙防止対策
- 7 治療と仕事の両立支援対策
- 8 職場における熱中症予防対策
- 9 テレワークにおける労働者の作業環境、健康確保の推進
- 10 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 11 女性の健康課題の理解促進

2 令和7年度 京都産業保健セミナー

「京都産業保健セミナー」は、一般社団法人京都府医師会、公益社団法人京都労働基準協会など京都府内の主要な産業保健関係団体(5団体)の共催にて、事業場における産業保健活動を推進し、労働衛生水準の向上を図り、労働者の健康障害防止・健康保持増進を目的として、10月2日(木)14時00分より開催いたします。

セミナー当日は、「化学物質の自律的管理におけるリスク対策と健康診断との連動」、「労働安全衛生行政の動向について」をテーマとした講演のほか、同セミナーに続いて開催される京都衛生管理者会総会において、「労働者の歯の健康について」をテーマとした講演を予定しており、産業医・産業保健スタッフ等、労働衛生・産業保健に関わる多くの方の参加を呼びかけます。

今年度の概要は、以下のとおりです。 別添資料2

■日 時 令和7年10月2日(木) 14時00分から17時10分まで

■会 場 池坊学園 洗心館地階 こころホール

京都市下京区四条通室町下ル鶏鉾町

■参加費 無料

■申込方法 参加申込書に記入の上、(公社)京都労働基準協会に、お申し込みください。

3 ストレスチェックの実施対象が全事業場へ拡大予定

ストレスチェックについて、努力義務となっている労働者数 50 人未満の事業場についても、本年 5 月の労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックの実施が義務化されます。

（施行期日については、50 人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保するため、「改正法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。）

別添資料 3 改正労働安全衛生法の概要

（また、「京都労働局 第 14 次労働災害防止推進計画」（以下「14 次防」といいます。）において、今年度は中間年となることから、ストレスチェックの実施状況を含めた 14 次防の実態把握のためのアンケートを実施する予定です。）

別添資料 4 14 次防リーフレット

4 準備月間における関連の取組

全国労働衛生週間の準備月間である 9 月に、「職場の健康診断実施強化月間」及び「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」も展開する予定です。

「職場の健康診断実施強化月間」においては、各種健康診断の確実な実施、異常の所見がある者に対する医師の意見聴取及び当該意見に基づく事後措置の徹底等と呼びかけます。

「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」においては、粉じんばく露による健康障害防止のため、呼吸用保護具の適正な選択及び使用、常時粉じん業務に従事する労働者へのじん肺健康診断の実施の徹底等と呼びかけます。

別添資料 5 職場の健康診断実施強化月間リーフレット

別添資料 6 粉じん障害防止総合対策推進強化月間リーフレット